３歳から５歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもの利用料が**無償化**されます。

※　0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子ども

【対象者・利用料】

○　**幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する３歳から５歳までの全ての子ども**の利用料が無償化されます。

- 新制度に移行していない幼稚園については、月額上限28,000円です。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月１日から小学校入学前までの3年間です。

（注）幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化しますが、預かり保育については、翌年度からが無償の対象となります(住民税非課税世帯は満3歳から対象)。

- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと多子減免の対象となる第3子以降の子どもについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。

（注）多子減免の対象となる第3子以降の子どもの数え方については、別途お問い合わせください。

○　**０歳から２歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象**として利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

○　幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象**とされます。

（注）地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子ども

【対象者・利用料】

○　無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から**「保育の必要性の認定」を受ける必要**があります。

○　幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額12,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

(注)住民税非課税世帯で、満3歳になった後の最初の3月31日までの間にある子どもは、月額17,000円が上限。

認可外保育施設等を利用する子ども

【対象者・利用料】

○　無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から**「保育の必要性の認定」を受ける必要**があります。

（注）認可保育所等に申し込みをした方で、既に認定を受けている方については、改めての認定申請は不要です。

○　**３歳から５歳までの子どもは月額40,3000円まで、０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額45,700円まで**の利用料が無償化されます。

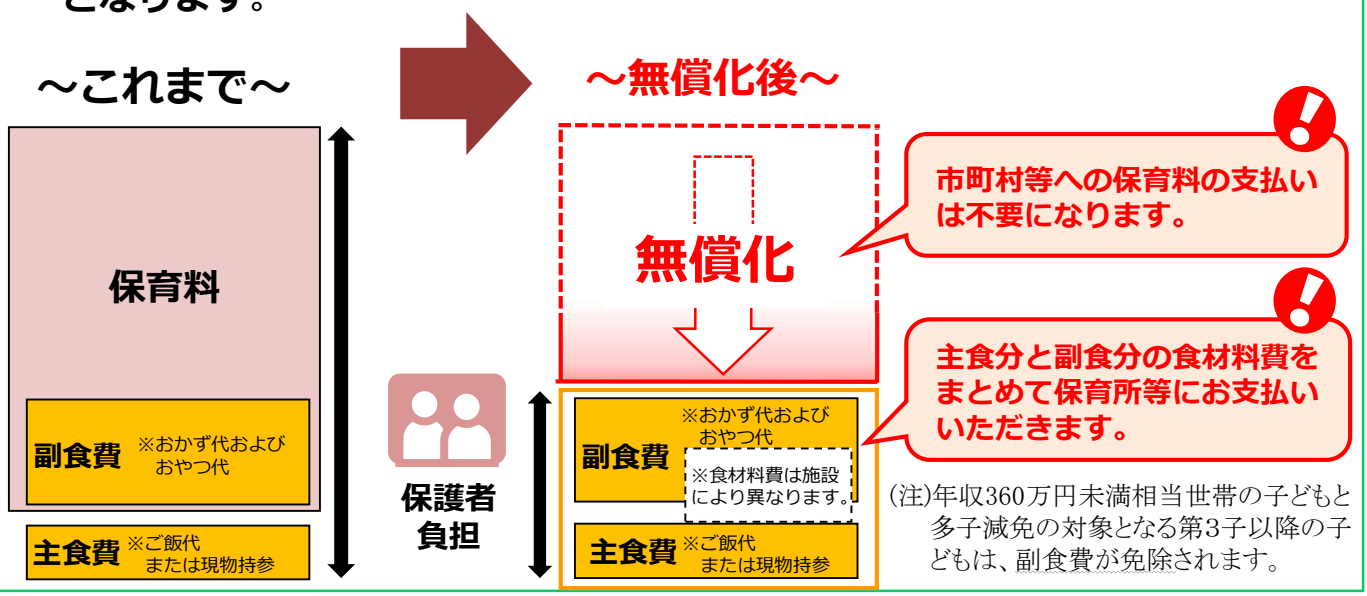
【対象となる施設・事業】

○　**認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

（注）無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

○　**就学前の障害児の発達支援を利用する子どもについても、３歳から５歳までの利用料が無償化**されます。

○　**保育所等の給食の材料にかかる費用（食材料費）については**、自宅で子育てを行う場合も必要不可欠なものです。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**



（注）年収360万円未満相当世帯の子どもと多子減免の対象となる第3子以降の子どもは、副食費が免除されます。

問い合わせ先：須賀川市教育委員会事務局 こども課

TEL:0248－88－8124　　MAIL：kodomo@city.sukagawa.fukushima.jp